

平成15年度水道関連の事件・事故等について

①長野県飯田市・濁度上昇による給水停止事故

時期：平成15年4月22日発生

事業者：飯田市（水道事業）

事故の概要：飯田市の妙琴浄水場において、前日からの雨により原水濁度が上昇し、凝集沈殿ろ過で適切に対応しきれなかったため、浄水濁度が2.0度を超えた。「飲用不適」を広報し、応急給水を実施。

事故の原因：フロック形成ができなくなってからジャーテストを行っており、対応が遅かった。また、原水のアルカリ度が低下していたが、それに対する対策を適切に行えなかった。

②東京都・工業用水道誤接合事故

時期：平成15年5月13日発見

事業者：東京都（水道事業）

事故の概要：平成14年12月の誤接合発覚時に行った緊急安全総点検時に工事中であったため点検リストから漏れてしまっていたもの。マンションの使用者54世帯に約1ヶ月間給水。

事故の原因：設計書作成時・設計審査時に管理図等との未照合、同口径の工業用水道管であったため、工業用水道管を水道管と誤認、施工時に残留塩素の未確認などから、誤接合に気づけなかったものと推測。

③京都府長岡京市・水道原水虚偽報告

時期：平成15年6月23日発覚

事業者：長岡京市（水道事業）

問題の概要：市議会等へ毎年報告、公表している井戸毎の原水における水質検査結果のうち、「トリクロロエチレン」、「テトラクロロエチレン」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」の3項目について、報告、公表の数値と検査数値に違いがあることが判明。

問題の原因：浄水については、水質基準値以下であったものの、原水の基準値超過が公表された場合、給水へ支障をきたすと判断。事業者の都合を優先し、利用者である市民への説明責任を果たさなかった。

④静岡県磐田市・農業用水誤接合事故

時期：平成15年7月25日発見

事業者：磐田市（水道事業）

事故の概要：焼却施設の冷却配管工事施工の際、市指定給水装置工事事業者以外の業者が給水装置に農業用水管を接合させ、周辺の14世帯に農業用水が逆流。

事故の原因：市指定給水装置工事事業者が給水装置工事を行う際には、あらかじめ市長に申し込む必要があるが、指定事業者以外であったため、市で確認できず。

⑤東京都・配水管漏水事故

時期：平成15年8月22日発生

事業者：東京都（水道事業）

事故の概要：荒川河川敷内に布設されていた配水本管（φ1,500mm）が破損。並行していた系統に連絡管が設置されていたため断水はなし。濁水の影響戸数は約40万戸。

事故の原因：経年劣化による破損と見られる。

⑥滋賀県・送水管漏水事故

時期：平成15年8月23日発生

事業者：滋賀県（用水供給）

事故の概要：県が管理する送水管に近接して行われていた近江八幡市の下水道工事の影響で地盤がゆるみ、送水管接合部分から漏水したもの。約1万3,000戸が断水。

事故の原因：平成14年12月にも近接工事の影響で管接合部分から漏水。その後、水道管近接工事について各事業者に事前協議の徹底を依頼していた。各事業者への注意が周知徹底されていなかった。

⑦大阪市・自家用地下水誤接合事故

時期：平成15年8月27日発見

事業者：大阪市（水道事業）

事故の概要：事故の原因であるホテルが、上水道の給水管に地下水を水源とする給水管を接続。混合水が配水管に逆流し、周辺の28世帯に影響を及ぼした。

事故の原因：市指定給水装置工事事業者が給水装置工事を行う際には、あらかじめ市長に申し込む必要があるが、申請がなかったため、市で確認できず。

⑧栃木県宇都宮市・灯油流出事故

時期：平成16年1月16日発生

事業者：宇都宮市（水道事業）

問題の概要：取水場上流において、農家が誤って灯油を流出。警報を受け、マニュアルに基づき現場確認後取水を停止。その後の水質検査にて基準値を下回っていたため取水を再開。利用者からの油臭苦情を受け、配水管の洗浄洗浄作業を実施。苦情件数約70件。

問題の原因：警報作動から取水停止まで約2時間要しており、この間に灯油が浄水施設に達した。水質異常時の対応マニュアルに不備有り。